

平成15年9月19日(金)

○	再開	10時00分
○	現地視察	10時00分
○	都市局	11時06分
○	職員紹介	11時06分
○	決算説明	11時07分
○	質問	11時37分

問 都市開発整備事業会計で所管している造成地で、残っている区画と、現在の地価で試算するとどのくらいの金額になるのかを詳細に教えてほしい。

答 後ほど資料を提出する。(委員会終了後に各委員に配付)

問 名古屋山霊苑に70区画ぐらい残っていると聞いているが事実か。もし事実ならば、なぜ残しているのか理由を教えてほしい。

答 平成14年度末で72区画ある。平成7年度に貸し付けを完了したが、それ以後に返還があったものが主だ。当初の申し込みで約8倍の倍率になったため、適当な保有数になれば再度募集を始めたいと考えている。

問 豊富団地への進入路は、分譲開始予定の来年1月までに舗装を行うのか。

答 すでに業者決定も行っている。

問 名古屋山霊苑は、なぜそんなことをするのか。

答 100区画くらいになればと考えているが、それ以前にでも必要であれば販売する方向で検討していきたい。

問 検討する必要はない。早く金にかえる方がいいではないか。

答 この場では販売するとは言いにくい。

問 何か深い理由があるのか。

答 理由は先ほど述べたとおりだ。価格設定等を前向きに考えていきたい。

要 望 ぜひ早急に取り組んでほしい。

問 灘南部の区画も開発してからかなり年月が経過している。価格を下げてでも売却した方がいいのではないか。

答 地価も下がっているため、適当な価格設定を行い、適切に販売したい。

問 豊富団地の未買収地の見通しはどうか。

答 未買収地は、約2.2haある。8千㎡くらいを所有している方が、財産を減らしたくないという考えを持っており、交渉は継続しているがなかなか合意に至らない。もう一人については、相続人が200人おり、理解を得ることが難しい。開発行為自体には同意をされているが、用地交渉は難航している。

問 あの部分を買収できなかったら、全体計画も変わってくるのではないか。

答 工事区域の見直しを行う必要が生じてくる。

問 ガス供給について、大阪ガスの子会社である(株)リキッドガスに決定した経緯を説明してほしい。

答 宅地購入者の利便性を考慮した。あの周辺は将来的に大阪ガスが供給するという計画があり、都市ガスへの切りかえをスムーズに行うため、開発計画を決定する際に(株)リキッドガスに決定した。ガス料金についても、都市ガスであれば通産省の決定した金額だが、LPガスなら各業者の価格になると聞いている。

要 望 このような工事を他社との競争もなく優先的に決定するのはどうか。料金についても簡易ガス事業法により、LPガスでも同一の金額にできる。今後は同じ土俵に乗せてほしい。

問 個々に設置するより集中的な基地を設置する方が、購買者のメリットがあるのか。

答 LPガス会社でも許可を取ればこの工事はできる。将来的に都市ガスへの切りかえがスムーズに行えるという理由で行ったものだ。

問 都市ガスに切りかわれば、各家庭の器具の切りかえも大変ではないのか。

答 (株)リキッドガスなら大阪ガスへの切りかえもスムーズだということで決定した。

問 都市ガスへの切りかえ時期はいつなのか。

答 具体的にはないが、将来的な計画区域に入っているということだ。

問 工事はいつ行ったのか。

答 平成14年度だ。

問 随意契約なのか。

答 そうだ。

問 随意契約の根拠は何か。

答 (株)リキッドガスが使用している管は、そのまま都市ガスに対応できるということだ。

問 他の会社なら高くなるのか。

答 中の管を入れかえなくてはならない。

問 それはどのくらいの負担になるのか。

答 今の工事と同等の価格が必要になる。

問 例えば10年先の負担と、今入札を行うことによる経費を比して考えれば、どちらが得になるのか。随意契約により高値の契約をしていけば意味がない。10年先に都市ガスに切りかわったとしても、メリットがあるということを明確に示さなければいけないと思う。

答 10年先にもう一度ガス管を入れかえるとなれば、大きな負担が生じる。

問 今はLPガス会社でも大阪ガスの仕様で管を入れられる。最初から条件を提示すれば対応はできる。

答 住宅部分と道路部分とでは違っていると聞いている。

問 当然、道路部分は大阪ガスが負担するんだろう。大阪ガスの損得の話ではないのか。

答 道路部分は大阪ガスが引き継がないと言っている。

問 引き継がなければ、大阪ガスが自分で入れなくてはならないではないか。

答 工事費の3,500万円には、大阪ガスと市の負担割合がある。

問 随意契約の根拠は何か。

答 将来都市ガスが入れば、その時に負担金がある。

問 その時の負担金と、今の金額を比した時に、随意契約をした方が有利だと判断した根拠は何か。

答 競争入札に適さないものの例として判断した。

問 都市ガスがいつ供給できるのかを、明示しなければならない。

答 承知してないが、計画区域に入っている。

問 根拠が弱いと感じる。

答 開発許可もそれで取っている。

問 都市ガスがだめだと言っているのではなく、なぜ随意契約を行ったのかと聞いているんだ。計画区域に入っている地域の市営住宅でも、LPガスの集合で行っているではないか。

答 都市ガスの供給区域であれば、市営住宅の建てかえの際に大阪ガスと随意契約を行っている。

問 そんなことは当たり前だ。豊富は供給地域ではないだろう。それなのになぜ随意契約なのか。

答 他の団地との差別化を行った。将来の都市ガス化への対応ができるということをやりたい文句にしたかった。

問 LPガス会社でも対応できるらしいではないか。

- 答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
問
答
- 切りかえがスムーズに行くということを聞いている。
都市ガスありきということで販売したいんだろう。
都市ガスに対応した設備があると言いたい。
都市ガスもLPガスも管の形態は変わらない。ここは大阪ガスの供給エリアなのか。
現在は供給エリア外だが、将来の供給エリアに入っている。
根拠をきちんと示さないといけない。都市ガスがいつから供給されるのかも定かではないし、随意契約を行った理由も明白ではない。指摘を認めて今後の仕事に生かしていけばいいのではないか。
- 指摘されたことを真摯に受け止め、精査し、今後ははっきりとした姿勢を示していきたい。
- （株）リキッドガスの本社はどこか。
大阪だ。
プロパンガスの集中基地はどこにつくるんだ。
墓地の近くだ。
企業債を発行している時期が近いのに、利率がかなり違うと思うが、理由は何か。
本店が市内にある金融機関5行と三井住友銀行で入札を行い、一番低い利率を採用した。
- 3月に借りた時に5月に借りる見通しはなかったのか。
見通しはあったが、企債を発行する時には必要額を超えて借り入れを行うことはできない。
- 終 了 1 2 時 1 9 分
- 意見とりまとめ 1 2 時 2 1 分
- (1) 議案審査について
議案第99号及び議案第100号については賛成多数で、議案第101号については全会一致で、いずれも認定すべきものと決定。
- (2) 委員長報告について
正・副委員長に一任することに決定。
- 終 了 1 2 時 2 3 分
- 理事者あいさつ（代表で水道事業管理者があいさつ） 1 2 時 2 4 分
- 閉 会 1 2 時 2 5 分